



平成30年 7月20日

村民各位

社会福祉法人北海道共同募金会
留寿都村共同募金委員会
会長 西岡 實
《公印略》

「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集について（お知らせ）

標記の件について、平成30年7月の豪雨により、人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が生じたため、7府県45市29町2村（高知県は4市1町1村、鳥取県は1市9町、広島県は9市4町、岡山県は12市4町1村、京都府は6市3町、兵庫県は9市6町、愛媛県は4市2町）に、災害救助法が適用されました。

この災害発生に伴い中央共同募金会では、被害を受けられた方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施することとなりました。

本会もその趣旨に賛同し、協力させていただくこととなりました。

今回の災害発生にあたり、1府6県に災害救助法が適用されるなど、それらの県によってそれぞれ義援金募集が始まっているところですが、混乱を避けるため、本会においては中央共同募金会による義援金募集に連動して実施いたします。

本会にて集まった義援金は北海道共同募金会を通じて、中央共同募金会に集約し、被害状況に応じて按分された上、全額が被災各県共同募金会に送金されます。（県を指定しての寄付は対応できません。）

但し、各府県個別に義援金を直接送金するご希望がありましたら、各被災県に設置された送金先をご案内することができますので、ご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

詳しくは、裏面の義援金募集要項をご確認いただき、本事業の趣旨にご賛同の上、村民の皆さまのご協力をお願い申し上げます。



「平成30年7月豪雨災害義援金」募集要項

社会福祉法人北海道共同募金会留寿都村共同募金委員会

1. 趣 旨

平成30年7月の豪雨により、人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が生じたため、7府県45市29町2村（高知県は4市1町1村、鳥取県は1市9町、広島県は9市4町、岡山県は12市4町1村、京都府は6市3町、兵庫県は9市6町、愛媛県は4市2町）に、災害救助法が適用されました。

留寿都村共同募金委員会では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を実施します。

2. 募集期間

平成30年7月10日（火）～平成30年9月28日（金）まで

3. 義援金の受付（救援物資等は取り扱わない）

1) 直接お持ちいただく場合

<窓口>

留寿都村社会福祉協議会事務所（村役場横）で受け付けております。

（受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く） 8：45～17：30）

2) 口座振込する場合（振替手数料免除）

<振込先>

募集義援金名	平成30年7月豪雨災害義援金
募集期間	平成30年7月10日（火）～平成30年9月28日（金）
郵便口座 （ゆうちょ銀行）	00180-7-634691 中央共同募金会平成30年7月豪雨災害義援金

※募集期間中、ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料です。ATM及びインターネットバンキングを利用した場合の振込手数料は有料です。

※ なお、上記の、中央共同募金会が設置する郵便振替口座に直接送金する場合、ゆうちょ銀行での振込金受領証をもって税制上の優遇措置の適用が受けられます。

ただし、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、中央共同募金会の「平成30年7月豪雨災害義援金」募集要綱も、確定申告時にあわせて必要となります。

本会にて用意することが可能ですので必要な方はお問い合わせいただけますよう、よろしく願いいたします。